

「優生保護法下での不妊手術に対する社会医学会の責任ある立場を考える」市民公開講座
を踏まえた、大会長声明

2025 年 9 月 6 日

第 66 回日本社会医学会総会

大会長 武内一

最高裁判所大法廷は、2024 年 7 月 3 日に、旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術について、特定の疾病や障害を有する者等を対象とする旧優生保護法の不妊手術に関する規定は、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する上、差別的なものであり、憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項に違反するとの判断を示しました。

旧優生保護法は 1948 年に「不良な子孫の出生防止を」目的に作られ、1996 年に母体保護法に改正されました。この間、50 年間にわたり特定の疾病や障害を有する人たちの尊厳や人格は法律によって蹂躪され差別されてきました。不妊手術及び人工妊娠中絶の実施に際しては、医療関係者や行政関係者や司法関係者が積極的な役割を果たしました。日本社会医学会は、社会制度によって生み出された健康や生活上の問題を取り上げ、その発生構造を解明し予防と救済のための施策を提起することを使命としているにもかかわらず、旧優生保護法の犯罪性や被害者の苦しみに関して一度も発言することなく見過ごしてきました。ここにその不明を恥じ、被害を受けられた方々に心よりお詫び申し上げます。

私たちは過ちを繰り返さないために、「当事者から学ぶ社会医学」をメインテーマに掲げた第 66 回学術総会において、「優生保護法下での不妊手術に対する社会医学会の責任ある立場を考える」市民公開講座を開催し、私たち社会医学会が何故この問題に向き合えなかったのかを議論しました。長期にわたり、特定の疾病や障害を有する人たちが傷つけられ、人としての尊厳や権利が踏みにじられる行為が行われていたのに、私たちは「法律に従った行為であること」を言い訳に、その深刻な犯罪を問うことをしませんでした。旧優生保護法による被害者は判明しているだけでも 8 万人を超えていますが、その数にも関わらず「限られた人」の問題として見過ごしていたのではないのでしょうか。被害者の近くにいながら、被害者の苦しみに気づき共感する感性に欠けていたのではないのでしょうか。私たちの中にある、特定の疾病や障害を有する人を「不幸な人・劣る人」と決めつける障害者観が旧優生保護法を生み出し、旧優生保護法によってそうした障害者観が社会に広がり深く根付いたことを直視しなければなりません。

判決によって問題が解決したわけではありません。被害者の尊厳の回復と救済はこれからの課題です。旧優生保護法を許容し旧優生保護法によって社会に根付いた差別を根絶する取り組みを、あらゆる場面で不断に展開する必要があります。旧優生保護法の被害者と同様に、健康や生活に関して「物言わぬ」「物言えぬ」被害者を見落としていないか、自らに問い続ける必要があります。

私たちは市民公開講座での議論を踏まえ、すべての人たちの尊厳が守られ健康に生きることができる社会の実現を目指して、専門家としてその責任を果たします。